

**一般廃棄物処理施設整備・運営事業
実施方針等に関する質問・意見への回答**

令和2年12月22日

能代山本広域市町村圏組合

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問、意見書への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
1	実施方針	2	I							提案施設	民間事業者の提案に基づいて可燃ごみ処理施設で回収したエネルギーを有効利用するための施設及び設備とのことですが、具体的な施設イメージがありましたらご教示願います。	具体的なイメージはありません。応募者からの魅力的な提案を期待しています。
2	実施方針	4	II	5						供用開始	設計・建設業務に関しては、「事業契約締結日から令和8年3月まで」との記載がありますが、工期短縮による運営開始時期を早めることは可能とお考えでしょうか。	可能と考えますが、詳細については募集要項等で示します。
3	実施方針	6	II	12						余熱利用計画	「逆潮流ができない環境下においては、相応に逆潮流をしない運営・維持管理を行い、逆潮流が可能になった際には、定格出力で発電をして逆潮流する運営・維持管理に切り替えるものとする。」とのことですが、逆潮流可能な時期としていつ頃を想定されているのかご教示願います。	逆潮流可能な時期の見通しは立っていません。
4	実施方針	6	II	12						余熱利用計画	当面とは、具体的に何年を想定すれば良いでしょうか。逆潮流をしない期間の買電費用算出のため、可能な限りでご教示願います。	本表No3の質問回答を参照してください。
5	実施方針	8	III	2	(1)					募集及び選定スケジュール	コロナウイルス感染症対策により行動が制限されている中、応募するための企業グループの組成にあたり、貴組合圏域内の企業や秋田県内企業との調整には時間を要するものと考えております。従いまして、令和3年2月下旬の募集公告から参加資格審査書類受付期限の令和3年3月下旬までの期間について、1か月程度更なるご配慮をいただけないでしょうか。事業提案書についても同様の配慮をいただけないでしょうか。	ご意見として賜ります。詳細については募集要項等で示します。
6	実施方針	10	III	3						応募者の参加資格要件	「構成市町内に本社又は本店がある地元事業者を積極的に活用すること」と記載がありますが、ここでいう地元事業者は本社又は本店又は建設業法上の主たる営業所として登録されている企業だけでなく、構成市町で市内業者として建設業者等級格付名簿上登録されている企業と認識してよろしいでしょうか。幅広く地元事業者を活用してまいりたいと考えておりますので、お認め頂きたく宜しくお願い申し上げます。	ご理解のとおりです。
7	実施方針	10	III	3						応募者の参加資格要件	「構成市町内に本社又は本店がある地元事業者を積極的に活用すること」との記述がありますが、17項の4 地元雇用や地元企業の活用には「構成市町に本店又は営業所等の所在地を有する地元事業者」となっております。地元事業者とは本社又は本店がある事業者であると理解してよろしいでしょうか。	本表No6の質問回答を参照してください。
8	実施方針	10	III	3	(1)	ア				応募者の構成等	代表企業が参加資格を全て満たすことで1者で応募し、施工時は構成員、協力企業、いずれでもない企業を土木建築工事等の下請けとして起用することは宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	実施方針	11	III	3	(2)	ア	(イ)			共通の参加資格要件	能代市及び貴組合は、県外業者については定期的入札参加資格申請の受付を行っておらず、出件の都度、受付頂けると伺いました。構成員、協力企業が貴組合、構成市町に入札参加資格を有していない場合、追加で受付頂けると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。能代市建設工事入札参加資格審査申請要領に基づき当組合に申請していただくこととなります。申請時期としては、令和3年1月からを予定しております。申請様式等についてはホームページで公表いたします。
10	実施方針	12	III	3	(2)	イ	(ア)	②		応募者の参加資格要件	「組合又は構成市町の入札参加資格を有する者であること。」とありますが、組合様の入札参加資格の申請手続き方法をご教示願います。	本表No9の質問回答を参照してください。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
11	実施方針	12	Ⅲ	3	(2)	イ	(7)	②	本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件	各業務を行う者の要件として「組合又は構成市町の入札参加資格を有する者であること」と記載がありますが、能代市は県外業者の名簿登録制は廃止されており、組合様も能代市に準じるとの理解をしております。 従いまして、県外業者につきましては発注の対象となる業務毎に資格審査申請をするという認識でよろしいでしょうか。	本表No9の質問回答を参照してください。	
12	実施方針	12	Ⅲ	3	(2)	イ	(7)		応募者の参加資格要件	不燃・粗大ごみ処理施設のプラントは、可燃ごみ処理施設のプラントとは異なる専門の機器・設備から構成されるため、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設のプラントの設計・建設を行う企業をJVとして代表企業以外が設計・建設を行ってもよろしいでしょうか。	ご指摘の施設の設計・建設を代表企業以外が行う場合については、平成22年度以降に竣工、且つ、施設規模が5 t/日以上且つ不燃ごみ・粗大ごみを対象とした破碎設備を有する一般廃棄物処理施設の設計・建設実績を保有する企業であることを前提として、ご提案を認めるものとしますが、代表企業は参加資格要件を満たすものとしてください。 詳細については募集要項等で示します。	
13	実施方針	12	Ⅲ	3	(2)	イ	(7)	④	本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件	本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件の中で「建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。」との記載がありますが、本監理技術者に関しては土木建築工事期間も含めて建設期間を通して、清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を配置する条件との理解で宜しいでしょうか。	契約工期に亘り当該監理技術者を配置するものとしてください。ただし、共同企業体（分担施工方式）の場合、プラント工事着工までの専任は要しません。	
14	実施方針	12	Ⅲ	3	(2)	イ	(7)	④	監理技術者	プラント工事の監理技術者について、設計製作期間と工事期間での交代は認められるでしょうか。	原則として、交代は認められません。	
15	実施方針	12	Ⅲ	3	(2)	イ	(7)	④	監理技術者	乙型JVの場合、建設業法に従い代表企業及び協力企業の各々が監理技術者を配置するという形となりますので、代表企業の監理技術者常駐はプラント設備工事の開始時からでよろしいでしょうか。（現場代理人も同様）	監理技術者については、本表No13の質問回答を参照してください。 現場代理人については、乙型JVから1名配置するものとしてください。	
16	実施方針	13	Ⅲ	3	(2)	イ	(4)	②	応募者の参加資格要件	必要な入札参加資格の業種は「建設コンサルタント」であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
17	実施方針	13	Ⅲ	3	(2)	イ	(9)		本施設の建築物等の建設を行う者の要件	「当該業務を複数の構成員又は協力企業で実施する場合」との記載がありますが複数企業の構成形態として共同企業体を構成する場合、共同企業体の運営形態は、任意とするとの理解で宜しいでしょうか。	「秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱に基づく運用基準について」を参照してください。	
18	実施方針	13	Ⅲ	3	(2)	イ	(1)		運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する者の要件	「同一業務を複数の構成員又は協力企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社は以下の用件を全て満たすこととする」との記載がありますが、同一業務とは運営・維持管理業務全体を指しているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘の「同一業務」は「当該業務」の誤りです。	
19	実施方針	13	Ⅲ	3	(2)	イ	(1)	①～③	運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する者の要件	運営事業者自らが運営・維持管理業務の一部を行う場合、代表企業が本要件を満たすことで足りると理解してよろしいでしょうか。	本表No18の質問回答を参照してください。	
20	実施方針	13	Ⅲ	3	(2)	イ	(1)	④	運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する者の要件	配置すべき資格者は、受託する業務に必要な資格者と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
21	実施方針	13	Ⅲ	3	(2)	イ	(1)	④	運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する者の要件	「本施設の運営・維持管理にあたり、民間事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。」との記載がありますが、具体的に想定している資格はありますでしょうか。	本表No20の質問回答を参照してください。	
22	実施方針	15	Ⅲ	4	(2)	イ	(9)		価格審査	入札公告にあたっては予定価格が公表されるとの理解で宜しいでしょうか。 また、最低制限価格及び定量化限度額を設けるか否かに関して現時点でのお考えをご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、現時点で設ける予定はありませんが、詳細は募集要項等で示します。	
23	実施方針	15	Ⅲ	5	(2)	ア			特別目的会社の設立	「運営事業者の本店所在地は構成市町村内としなければならない。」とありますが、本事業で設立するSPCは本施設運営が目的であるため、本施設内に本店所在地を置いてもよろしいでしょうか。	詳細については募集要項等で示します。	

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
24	実施方針	15	Ⅲ	5	(2)	ア				特別目的会社の設立	「運営事業者の本店所在地は構成市町内としなければならない。」との記載がありますが、今回設立するSPCは本施設運営が目的であるため、本施設内に本店所在地を置いてもよろしいでしょうか。	本表No23の質問回答を参照してください。
25	実施方針 添付資料-5	添付資料-5								リスク分担 (案) 周辺住民対応 (3)	建設・運営事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの等とありますが、仮にこれらが生じた場合、発注者様協力の上住民対応させて頂く考えでよろしいでしょうか？	組合として必要な協力はする考えです。
26	実施方針	添付資料-5								物価変動リスク	「一定範囲を超える物価変動」については、募集公告時に具体的な数値等は記述して頂けるのでしょうか。	詳細については募集要項等で示します。
27	実施方針 添付資料-5	添付資料-5								リスク分担 (案) 物価変動リスク (11)	民間事業者欄に△：一部リスク負担者とありますが、事業者側に生じるリスクは、一定範囲を超えない場合ということでしょうか。また、一定範囲についての基準がありましたら、ご教示願います。	本表No26の質問回答を参照してください。
28	実施方針 添付資料-5	添付資料-5								リスク分担 (案) 物価変動リスク (11)	設計・建設段階に関する場合は除くとありますが、将来の物価変動を想定することは困難であり、設計・建設段階においても、運営段階同様のリスク分担とさせて頂いていただけませんか。	詳細については募集要項等で示します。
29	実施方針 添付資料-5	添付資料-5								リスク分担 (案) 法令変更リスク	本事業に直接関連する法令・税制とは具体的にどのようなものを想定されているのかご教示頂けますでしょうか。	現時点で具体的な想定はありませんが、過去の法令変更では、ダイオキシン類対策特別措置法等が本事業に直接関連する例として挙げられます。
30	実施方針	添付資料-5								不可抗力リスク	民間事業者側に一部リスク負担するようになっておりますが、募集公告時には具体的な数値等は記述して頂けるのでしょうか。	詳細については募集要項等で示します。
31	実施方針 添付資料-5	添付資料-5								リスク分担 (案) 不可抗力リスク (14)	民間事業者欄に△：一部リスク負担者とありますが、事業者にて見込むリスクとはどのようなものでしょうか。	事業者にて見込むリスクに該当するかは、個別の事実関係によって判断することになります。
32	実施方針 添付資料-5	添付資料-5								リスク分担 (案) 不可抗力リスク	不可抗力リスクには新型コロナウイルスのような感染症の発生による、業務の一時停止なども含まれるという理解でよろしいでしょうか。	不可抗力に該当するかは、個別の事実関係によって判断することになります。
33	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	x	用語の定義							取付道路	既存道路（必要に応じて拡幅）とございますが（）内の必要に応じたの条件をご教示ください。	要求水準書添付資料（案）添付資料-01の取付道路拡幅区域を参照してください。
34	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	3	第1章	第2節	5					敷地	事業実施区域内のうち、南側と東側を含めた全ての範囲の等高線の記載されたCADデータを頂けないでしょうか。	ご提示のCADデータはありません。
35	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	5	第1章	第2節	8	(1)	イ	(イ)		凍結深度	通路の凍結深度について「組合と協議しその指示に従うこと」とございますのでご指示をお願いします。特段ご指示がなければ宅地と同じ60cmと考えますがよろしいでしょうか。	実施設計時に組合と協議のうえ決定します。
36	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	6	第1章	第2節	9	(2)				用水	「水は上水を利用することとするが、地震等の災害時に上水が断水した際には、井水を生活用水として利用することとする」とありますが、井水系統は上水系統と分離し、特定な部位でのみ使用するものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	6	第1章	第2節	9	(2)				用水	プラント用水の上水と井水の使い分けについて、P99第2章第9節1項に、「井水の不足分を上水で補う」とありますが、井水の不足分の具体的な数量や発生時期についてご教示願います。	基本的には、井水については渇水時期はないものと考えますが、万が一不足する場合は上水で補えるようにシステム構成してください。
38	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	6	第1章	第2節	9	(4)				雨水	建設地内で浸透処理を基本とするとございますが、非常時用などオーバーフロー分を外部へ放流することは可能でしょうか。	放流に当たっては、排水先の関係機関との協議、申請、届出等を行ってください。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答	
39	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	7	第1章	第3節	1	(3)	ア			搬入車両	普通車とは、一般的な乗用車と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
40	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	8	第1章	第3節	1	(4)	オ			運転方式	「可燃ごみ処理施設は原則として1 炉1 系列とし、定期整備、補修整備の場合は、1 炉のみ停止し、他の炉は原則として常時運転すること」とありますが、耐久性や信頼性を確保した上で共通化する提案を認めて頂けないでしょうか。	基本的に1炉1系列とし、共通系はできる限り少なくしてください。	
41	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	9	第1章	第3節	1	(5)				余熱利用計画	「なお、逆潮流が可能になった際に、定格出力で発電をして逆潮流する運営・維持管理に切り替えるため、逆潮流に必要な電気装置については運営事業者の負担で設置するものとする」との記載がありますが、逆潮流にあたり、逆潮流を可能とするための電力工事負担金に関しては条件が不明のため、組合様負担により実施して頂くとの理解でおります。ご確認をお願い致します。	ご理解のとおりです。ただし、施設内で発生する設備の設置、更新にかかる費用は事業者負担とします。	
42	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	10	第1章	第3節	1	(8)				生活環境影響調査の遵守	「建設事業者は、設計・建設業務の実施にあたり、組合が作成した生活環境影響調査に基づき本事業を行うこと」との記載がありますが、配置計画に制限はありますか。	配置計画に制限はありませんが、周辺への影響が最も少なくなるように計画してください。また、要求水準書添付資料 (案) 添付資料-04も参照してください。	
43	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	11	第1章	第3節	2	(2)	ア			ごみの種類	「せともの類」が大量に搬入された場合、破砕機の刃の摩耗を助長するため、破砕処理を行わず、直接 不燃残さとして扱ってよいでしょうか。また、小型家電は小型家電リサイクル法の対象品目は選別回収の上、組合殿により認定事業者にお引き渡し頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、事業者で搬入ごみの選別し破砕処理することを前提に提案してください。後段については、排出元の市町ごとに選別回収を行い、一時保管をしてください。それぞれの市町が回収し、処分します。	
44	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	11	第1章	第3節	2	(3)	ア	(7)	表1.11	搬入車両の種類	添付資料-12 表1 には、直接搬入車両として「4tトラック等」の記載がございます。当該車両も想定する必要がありますでしょうか。また、最大車両は4tトラックと考えてよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。直接搬入車両は要求水準書添付資料 (案) 添付資料-12に示す車両を想定してください。後段については、実施方針等に関する質問回答添付資料-2「搬入車両諸元」を参照してください。	
45	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	12	第1章	第3節	2	(4)	イ			主要設備方式 不燃ごみ・粗大ごみライン	低速回転式と高速回転式の併用方式となっておりますが、処理量が極めて少ないことから、安全性と選別性能を確保した上で1台の破砕機を提案しても宜しいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編 (案) のとおりとします。	
46	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	12	第1章	第3節	2	(5)	イ	(7)		破砕処理後の寸法 (ア)低速回転破砕機、300mm以下	破砕後の最大寸法は300mm以下とありますが、400mmでもよろしいでしょうか。低速回転破砕機の破砕粒度について性能指針では400mm以下に設定するのが一般的との記述があります。また、低速回転式破砕機の次に高速回転式破砕機による破砕をおこないますので、破砕粒度が400mmで投入されても高速回転破砕後の破砕粒度は、最終的に150mm以下になります。	要求水準書設計・建設業務編 (案) のとおりとします。	
47	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	15	第1章	第4節	2	(6)				緑化計画	緑化計画にあたり今回の業務用地に関しては、緑化率の指定はありますでしょうか。また、緑化率に指定がある場合、屋上緑化、壁面緑化、調整池の取り扱いに関してもご教示願います。	現段階で緑化率の指定はありませんが、実施設計時に組合と協議のうえ決定します。	
48	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	16	第1章	第4節	3	(3)				災害対策	「消防関連法令及び消防当局の指導にしたがって・・・。」とございますが事業者において消防に限らず関連諸官庁と計画段階より協議を行ってもよろしいでしょうか。また、既に貴組合の事前協議において頂いているご指導内容がありましたらご教示願います。	前段については、事業者から直接コンタクトをとることは不可とします。組合を通しての照会としてください。後段について、組合は事前協議を実施していません。	
49	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	17	第1章	第5節	1	(2)	ア	(7)	②	7)	ボイラ関係設計計算書	入札公告時に、該当する設計計算書をお示し願います。	熱計算を提出してください。
50	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	20	第1章	第5節	1	(4)	ア	(7)	②	7)	ボイラ関係設計計算書	入札公告時に、該当する設計計算書をお示し願います。	熱計算を提出してください。
51	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	24	第1章	第5節	2	(2)	エ			設計変更	建設工事中又は完了した部分であっても、「実施設計の変更」が生じた場合は、建設事業者の責任において変更しなければならないとありますが、発注者起因によるものは除くという考えでよろしいでしょうか。	建設事業者の責めに帰すべき事由でないことを建設事業者が明らかにした場合は、ご理解のとおりです。	

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
52	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	25	第1章	第5節	2	(4)	イ			電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	運営事業者が電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を選任するとありますが、建設工事期間中は、建設事業者による選任として宜しいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編 (案) のとおりとします。ただし、建設工事期間中に組合と協議し、やむを得ない事由と認めた場合にはこの限りではありません。
53	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	25	第1章	第5節	2	(5)	ア			負担金	「本施設に関する上水道及び電話等の取合点から本施設までの接続等工事に関する負担金については、建設事業者の負担とする。」にとありますが、上水道の負担金については、設計審査手数料、工事検査手数料と考えてよろしいでしょうか。	設計審査手数料、工事検査手数料含め、すべて事業者負担とします。
54	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	25	第1章	第5節	2	(5)	ア			負担金	「本施設に関する上水道及び電話等の取合点から本施設までの接続等工事に関する負担金については、建設事業者の負担とする。」との記載がありますが、他項目で負担金が発生した場合には組合様負担との理解で宜しいでしょうか。	他項目の内容を踏まえて判断します。
55	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	25	第1章	第5節	2	(5)	オ			残存工作物	「事業実施区域になんらかの工作物があった場合は、組合の承諾を得て本工事の障害となるものを撤去処分すること」当該撤去処分費用は見積範囲外とし、協議対象との理解で宜しいでしょうか。	当該事象が発生した場合は、組合と工事内容等を協議し、費用負担を決定するものとします。
56	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	25	第1章	第5節	2	(5)	オ			残存工作物	事業区域内に残存工作物があれば関連資料をご提示願います。入札公告時に提示が無く工事中に見えられたものは、地中障害物と同様に貴組合との協議対象と考えますがよろしいでしょうか。	前段については、事業実施区域内に現状確認できている残存工作物はありません。 後段については、本表No. 55の質問回答を参照してください。
57	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	26	第1章	第5節	2	(5)	カ			地中障害物	「地中障害物の存在が確認された場合は、その内容により組合と協議し適切に処分すること」当該撤去処分費用は見積範囲外とし、協議対象との理解で宜しいでしょうか。	当該事象が発生した場合は、組合と工事内容等を協議し、費用負担を決定するものとします。
58	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	27	第1章	第5節	2	(5)	ソ			電波障害	建設事業者は周辺家屋への電波障害影響調査を実施し、とありますが、提案書提出までに事業者で行うとの意味でしょうか。またテレビ電波障害防除対策は本工事で行いますが、費用負担は貴組合所掌と考えますがよろしいでしょうか。	事業者負担にて調査を実施し、予測可能な範囲における電波障害防除対策を実施してください。ただし、予想範囲外において電波障害が発生した場合には組合所掌とします。
59	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	27	第1章	第5節	2	(5)	ツ			作業日及び作業時間	作業日は、原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末・年始を除いた日とするとありますが、平日に天候不良などの場合、土曜日、日曜日などに振り替えることも合理的な理由に含むものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、その場合も休日作業届を提出してください。
60	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	27	第1章	第5節	2	(5)	ツ			作業日及び作業時間	作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとすることとありますが、朝礼や道具の荷卸し、除雪作業などの準備作業は午前8時から開始と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	29	第1章	第7節	1	(1)				試運転	「可燃ごみ処理施設は150 日程度、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設は45 日程度とする」こととありますが、施設規模を考慮し短縮提案しても宜しいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編 (案) のとおりとします。
62	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	30	第1章	第8節	1	(1)	エ			不燃粗大ごみ処理施設の性能試験	5時間運転分のごみをごみ組成に合わせて作る(集める)のが現実的には困難なため、処理能力測定のための運転時間は30分程度としてよろしいでしょうか。その場合、能力算出は時間換算して算出いたします。	要求水準書設計・建設業務編 (案) のとおりとしますが、建設工事期間中に組合と協議し方針を決定することとします。
63	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	31	第1章	第8節	1	(3)	イ			予備性能試験	「予備性能試験期間は、3日以上」は可燃ごみ処理施設に適合されるもので、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設は「5時間以上」と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	35	第1章	第8節	2	(2)	表1.19	16	(1)	引渡性能試験方法	表1.19可燃ごみ焼却施設の引渡性能試験方法(4/4) 非常用発電機の(1)として、「JIS B 8041」に準じる」と記載ありますが、JIS B 8041 はガスタービン受渡試験方法です。 本事業ではディーゼル機関による発電装置を計画しておりますので、ディーゼル機関の規格に基づいた試験を行う計画としてよろしいでしょうか。	採用方式により読み替えるものとします。
65	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	36	第1章	第8節	2	(2)	表1.20	1		ごみ処理能力	上記質問同様、処理能力測定のための運転時間は30分程度としてよろしいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編 (案) のとおりとしますが、建設工事期間中に組合と協議し方針を決定することとします。
66	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	36	第1章	第8節	2	(2)	表1.20	2		破碎寸法	性能試験時の運転時間を30分でお認めいただいた場合、測定回数は破碎運転中に1度のサンプリングとしてよろしいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編 (案) のとおりとしますが、建設工事期間中に組合と協議し方針を決定することとします。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
67	要求水準書 設計・建設業務編（案）	36	第1章	第8節	1	(2)	表1.20	3		選別基準	性能試験時の運転時間を30分でお認めいただいた場合、測定回数は破砕運転中に1度のサンプリングとしてよろしいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編（案）のとおりとしますが、建設工事期間中に組合と協議し方針を決定することとします。
68	要求水準書 設計・建設業務編（案）	39	第1章	第12節						引渡し	工事竣工に関して、「第1章第8節1 引渡性能試験」に示す引渡性能試験により所定の性能が確認された後、契約書に規定する竣工検査を受け、これに合格した時点とありますが、ここに示された引渡性能試験は、引渡し後に行う引渡性能試験で実施する項目を除くものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	要求水準書 設計・建設業務編（案）	40	第1章	第13節	1	(1)	ナ			文化財保護法	本事業区域は文化財保護法の指定区域が含まれていますでしょうか。事業者にて考慮すべき事項があればご指示ください。	事業実施区域は指定区域に含まれていません。ただし、事業実施区域周辺の砂丘上には遺跡等が分布していたため、試掘調査を実施済みです。結果、遺物・遺構等ともに確認できませんでしたが、試掘の際の掘削深度（2.2～2.4m）以下に遺構・遺物等が残されている可能性があるため、工事の際には市の所管部署が立会います。
70	要求水準書 設計・建設業務編（案）	41	第1章	第13節	1	(1)	メ			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	P171 に土砂災害警戒区域（急傾斜）、急傾斜危険箇所が含まれるとございます。土砂災害警戒区域の範囲図をご提示ください。また、事業者にて考慮すべき事項をご教示ください。	前段については、要求水準書添付資料（案）添付資料-03を参照してください。 後段については、貴社経験により提案してください。
71	要求水準書 設計・建設業務編（案）	42	第1章	第13節	2					許認可申請	今後計画を進める上で、許認可申請上の指示事項を確認する上で、事業者の方が関係官庁へ直接コンタクトをとり事前相談を行っても宜しいでしょうか。	事業者から直接コンタクトをとることは不可とします。組合を通しての照会とさせていただきます。
72	要求水準書 設計・建設業務編（案）	42	第1章	第13節	2					許認可申請	建築確認申請は「民間審査機関による建築確認申請」と考えて宜しいでしょうか。	民間の審査機関へ申請していただいても差支えありません。
73	要求水準書 設計・建設業務編（案）	44	第2章	第1節	1	(1)	イ			歩廊・階段・点検床及び通路	主要部 1,200mm 以上（有効）、その他 900mm 以上（有効）のご指定ですが、経済性と作業性を考慮して事業者による提案とさせていただきます。	要求水準書設計・建設業務編（案）のとおりとします。
74	要求水準書 設計・建設業務編（案）	45	第2章	第1節	2					保温外装材	原則として、ろ過式集じん器、風道、煙道、配管等の外装材は、カラー鉄板又はステンレス鋼板とすると記載されておりますが、アルミガラスクロスは使用できると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編（案）のとおりとします。
75	要求水準書 設計・建設業務編（案）	46	第2章	第1節	5	(12)				機器構成	コンベヤ類は飛散防止のため、密閉型にすることとありますが、乾灰に対しては飛散防止のために密閉型とすることとし、湿灰については異物除去等のメンテ性を考慮し開放型とすることとよろしいでしょうか。	湿灰についても可能な限り密閉構造とさせていただきます。
76	要求水準書 設計・建設業務編（案）	46	第2章	第1節	5	(12)				現場操作	設備運営上設置が必要な機器に対し現場操作盤を設けることを提案しても宜しいでしょうか。	建設工事期間中に組合と協議し、合理的な理由と認められる設備、機器については提案を認めるものとします。
77	要求水準書 設計・建設業務編（案）	47	第2章	第1節	8					地震対策	「重要機器ならびに重要水槽の対象は、組合と協議の上、決定すること。」とございます。重要機器ならびに重要水槽の対象をご指示願います。	予備機を持たず対象機器、槽が停止状態となった場合、炉系統が停止に至る機器、水槽を対象とします。
78	要求水準書 設計・建設業務編（案）	49	第2章	第2節	1	(5)	チ			ごみ計量機 特記事項	「委託収集車は1 回計量であり、その他については2回計量である」とありますが、灰搬出車両は2回計量でしょうか。	灰搬出車両は1回計量とします。
79	要求水準書 設計・建設業務編（案）	50	第2章	第2節	2	(3)	ウ			プラットホーム 構造	P146 表.4.3外部仕上げ表を正とし構造はRC造、SRC造、S造のいずれかとし事業者にて提案可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編（案）のとおりとします。
80	要求水準書 設計・建設業務編（案）	50	第2章	第2節	2	(4)	チ			プラットホーム	「組合は、住民が本施設に誤って持ち込んだ資源ごみを保管するためのコンテナを用意する」となっていますが、コンテナは資源ごみの種類毎に用意されるのでしょうか。また、誤って持ち込まれた資源ごみは、受入れをして重量を計量せずに運営事業者がコンテナに投入するという運用になるのでしょうか。また、コンテナの入れ替え、搬出は貴組合の業務範囲という理解でよろしいでしょうか。	誤記です。 混載状態でごみを搬入する直接搬入者に対しては、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設に設ける直接搬入者荷下ろしヤードにおいて対応することとさせていただきます。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
81	要求水準書 設計・建設業務編（案）	51	第2章	第2節	4	(2)				ごみ投入扉及びダンピングボックス	同規模施設での実績より、ごみ投入扉の数量は2基を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編（案）のとおり3門以上としてください。
82	要求水準書 設計・建設業務編（案）	51	第2章	第2節	4	(3)	イ			ごみ投入扉及びダンピングボックス	ごみ投入扉の有効開口部高さは6.0m以上とありますが、搬入車両を考慮して事業者提案としてもよろしいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編（案）のとおりとします。
83	要求水準書 設計・建設業務編（案）	51 52	第2章	第2節	4	(3)	オ			ごみ投入扉及びダンピングボックス	ごみ投入扉の材質はSUS304 又は同等品以上とありますが、実績より、経済性を考慮し、一般構造用圧延鋼材を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編（案）のとおりとします。
84	要求水準書 設計・建設業務編（案）	53	第2章	第2節	5	(5)	カ			粗大ごみ切断機	1日分程度の貯留ヤードとは、2ton分程度と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	要求水準書 設計・建設業務編（案）	55	第2章	第2節	7	(5)	シ			ごみクレーン	自動窓ガラス洗浄装置の代わりに、窓清掃用歩廊を利用した洗浄を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編（案）のとおりとします。
86	要求水準書 設計・建設業務編（案）	56	第2章	第2節	7	(5)	ス			自動窓ガラス清掃装置	自動窓ガラス清掃装置に代わり、運営事業者が清掃用の歩廊から治具で清掃することを提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編（案）のとおりとします。
87	要求水準書 設計・建設業務編（案）	57	第2章	第2節	9	(5)	エ			薬液噴霧装置	薬液噴霧装置は、「薬液の搬入、注入を容易に行える位置に設けること」と記載ありますが、可搬式でも問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	定置型とし配管にて薬液を供給する方式としてください。
88	要求水準書 設計・建設業務編（案）	57	第2章	第2節	9	(5)				薬液噴霧装置	薬液は防臭剤のみと考えてよろしいでしょうか。	ごみピットへの防臭剤噴霧を可能な装置としてください。
89	要求水準書 設計・建設業務編（案）	57	第2章	第3節	1	(1)				ごみ投入ホッパ・シュート 特記事項	「本体及び滑り面ライナーの板厚は、耐摩耗を考慮して選定すること。」とありますが、ライナー設置の有無はLCCを考慮して事業者提案とすることは可能でしょうか。	建設工事期間中に組合と協議し、合理的な理由と認められる提案については提案を認めるものとします。
90	要求水準書 設計・建設業務編（案）	58	第2章	第3節	1	(5)	ス			動物焼却	動物の受入量、搬入形態、大型動物のおおよそサイズ、重量、また現状の既設での処理方法をご教示願います。	令和2年（4月～11月）の実績では、受入総重量は220kg、搬入形態は袋詰めや段ボール詰としています。段ボールサイズとしては最大50cm角程度となっています。受入動物の種類はニホンザル、カラス、小型犬、猫等で、体長がおおよそ50cm未満の動物となり、燃え切らない恐れがある大型動物は受入不可としています。動物の受入としては、搬入者がごみピットへ直接投入としています。
91	要求水準書 設計・建設業務編（案）	58	第2章	第3節	1	(5)	ス			ごみ投入ホッパ・シュート	動物焼却検討のため、動物受入実績（種類・数量・最大寸法等）をご提示願います。また、既設施設での「動物受入」から「焼却」までのプロセスについて、可能な範囲でご提示願います。	本表No. 90の質問回答を参照してください。
92	要求水準書 設計・建設業務編（案）	58	第2章	第3節	1	(5)	ス			動物焼却	動物の種類とサイズをご提示ください。	本表No. 90の質問回答を参照してください。
93	要求水準書 設計・建設業務編（案）	59	第2章	第3節	4	(3)	イ	(7)		炉駆動用油圧装置	油圧ポンプの数量は2基とありますが、実績より、1基（共通倉庫予備分1基）を提案してもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
94	要求水準書 設計・建設業務編（案）	60	第2章	第3節	4	(5)	イ			炉駆動用油圧装置	「消防法の少量危険物タンク基準」とありますが、少量危険物に該当しない場合は、考慮しなくても宜しいでしょうか。	消防法の少量危険物タンク基準以下の場合についても消防法の少量危険物タンク基準を順守したタンクとしてください。
95	要求水準書 設計・建設業務編（案）	62	第2章	第3節	7					助燃装置	燃料として灯油または軽油が指定されていますが、より引火点が高く安全な重油の使用を認めて頂けないでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編（案）のとおりとします。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
			第2章	第3節	7	(1)	(2)					
96	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	62	第2章	第3節	7	(1)	(2)			灯油貯留タンク 経由貯留タンク	地下埋設式のご指定ですが、燃料貯留タンクを地上配置に変更提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編 (案) のとおりとします。ただし、屋内設置する場合はご提示の提案を認めます。
97	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	65	第2章	第4節	1	(1)	オ	(ス)		ボイラ	液面計は、ボイラドラムの片側に二色式液面計・伝送式液面計、もう片側に透視式液面計・伝送式液面計を取り付けてもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
98	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	65	第2章	第4節	1	(1)	オ	(ウ)		ボイラ	圧力計は伝送式圧力計にて中央制御室にて監視しているため、ITV監視としなくてもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
99	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	67	第2章	第4節	2	(5)	カ、キ			スタートブロワ	アキュムレータの設置有無については、事業者提案で宜しいでしょうか。	スタートブロワ作動時発電出力に影響ない方式、蒸気を使用しないスタートブロワ方式については設置しなくてもよいこととします。
100	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	68	第2章	第4節	6					ボイラ薬液注入装置	清缶剤、脱酸剤及び復水処理剤の効用を併せ持つ一液タイプの使用をご提案してもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
101	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	70	第2章	第4節	7	(3)	エ			ブロータンク	ブロータンクは大気開放型で、大気圧下の飽和温度 (約100℃) 未満であり、温度、圧力の確認を特段必要としないことから、温度計、圧力計の設置は省略してよろしいでしょうか。	ブロータンク冷却装置に温度計を設ける場合は省略してもよいこととします。
102	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	71	第2章	第4節	8	(1)	オ	(イ)		蒸気だめ	高圧蒸気だめに「減圧弁及び安全弁を設けること。」とありますが、「高圧蒸気だめの最高使用圧力をボイラドラムと同一とするため、高圧蒸気だめ安全弁はボイラドラムに設置する安全弁と共用として省略してもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
103	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	71	第2章	第4節	8	(1)	オ	(イ)		蒸気だめ	圧力計、温度計は、蒸気だめ付近の配管に設置の場合は蒸気だめへの設置は省略してもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。ただし、高圧蒸気だめと圧力計設置位置との間には弁等設置しないこととします。
104	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	74	第2章	第4節	11	(3)	オ			純水装置	再生周期は約20時間通水、約4時間再生とありますが、通水時間は事業者提案としてもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
105	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	76	第2章	第5節	1	(1)	ウ	(オ)		減温塔 材質	耐硫酸露点腐食鋼の要求ですが、実績を有する一般構造用圧延鋼を提案しても良いでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編 (案) のとおりとします。
106	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	77	第2章	第5節	2	(3)	コ	(イ)		ろ過式集塵器 材質 本体外壁	耐硫酸露点腐食鋼の要求ですが、実績を有する一般構造用圧延鋼を提案しても良いでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編 (案) のとおりとします。
107	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	78	第2章	第5節	2	(5)	シ			ろ過式集じん器 (バグ フィルタ) 特記事項	「ろ布取替え時のスペースを確保し、取替え用のホイストを設置すること。」との記載があります。弊社のろ過式集じん器では、ろ布は機内で交換が可能です。取り替えが終わったろ布は人力にて機外へ排出可能なため、ホイストは不要とさせて頂いてよろしいでしょうか。	建設工事期間中に組合と協議し、合理的な理由と認められる場合はご提示の提案を認めます。
108	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	88	第2章	第7節	3	(1)				蒸気式空気予熱器	形式はベアチューブとありますが、実績より熱交換効率の良いフィンチューブ式を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編 (案) のとおりとします。
109	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	89	第2章	第7節	4	(3)	ア			風道 風速	風道の流速については実績を考慮して事業者による提案とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編 (案) のとおりとします。ただし、性能維持するため基準流速を順守できない場合はこの限りではありません。
110	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	90	第2章	第7節	7	(3)	ア			煙道 風速	煙道の流速については実績を考慮して事業者による提案とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編 (案) のとおりとします。ただし、性能維持するため基準流速を順守できない場合はこの限りではありません。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
111	要求水準書 設計・建設業務編（案）	90	第2章	第7節	7	(3)	イ			煙道厚さ	「厚さ6mm以上」については、ご指定の材質や弊社納入施設実績を鑑み、事業者にて選定させていただけないでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編（案）のとおりとします。
112	要求水準書 設計・建設業務編（案）	91	第2章	第7節	7	(5)	カ			煙道 材質	耐硫酸露点腐食鋼の要求ですが、実績を有する一般構造用圧延鋼を提案しても良いでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編（案）のとおりとします。
113	要求水準書 設計・建設業務編（案）	91	第2章	第7節	8	(3)	ウ			煙突 内筒材質	耐硫酸露点腐食鋼の要求ですが、実績を有する一般構造用圧延鋼を提案しても良いでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編（案）のとおりとします。
114	要求水準書 設計・建設業務編（案）	92	第2章	第8節	1	(5)	カ			落じんコンベヤ	摺動部にはライナープレートを張り付けるとありますが、底板厚みを適切に設計することでライナ無しとしてもよろしいでしょうか。	建設工事期間中に組合と協議し、合理的な理由と認められる提案については提案を認めるものとします。
115	要求水準書 設計・建設業務編（案）	92	第2章	第8節	2	(1)				灰押出装置	「半湿式又は乾式」とありますが、実績に基づき、他の形式として宜しいでしょうか。	同等な水分量以下となる方式についてはご提示の提案を認めます。
116	要求水準書 設計・建設業務編（案）	93	第2章	第8節	3					焼却灰搬送コンベヤ	2系列指定ですが、耐久性や信頼性を向上させることで1系列化しても宜しいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編（案）のとおりとします。
117	要求水準書 設計・建設業務編（案）	95	第2章	第8節	6					飛灰搬送コンベヤ	2系列指定ですが、耐久性や信頼性を向上させることで1系列化しても宜しいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編（案）のとおりとします。
118	要求水準書 設計・建設業務編（案）	96	第2章	第8節	7	(3)	イ			混錬機	台数2基（内1基予備）とありますが、適切な予備品を納入することで予備機無しの1基でも問題無いでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編（案）のとおりとします。
119	要求水準書 設計・建設業務編（案）	99	第2章	第9節	1	図2.1				給水フロー	「井水の不足分を上水で補う」とありますが、井水の取水制限がある場合は取水可能量を入札公告時にご提示願います。	取水制限について確認できていません。
120	要求水準書 設計・建設業務編（案）	107	第2章	第11節	1					電気設備 共通事項 添付資料-13	本施設建設に伴う添付資料-13電柱移設案に関する工事は本見積範囲外と理解してよろしいでしょうか。 また本施設の受電位置についてご教示願います。	前段については、本見積範囲内としてください。 後段については、要求水準書添付資料（案）添付資料-13の電線ルート上になります。
121	要求水準書 設計・建設業務編（案）	108	第2章	第11節	1	(5)				電気設備/工事範囲	「工事範囲は高圧ケーブル引き込み取り合い点以降の本施設の運転に必要な全ての電気設備工事とする」とありますが、取合点についてご指示願います。	本表No. 120の質問回答を参照してください。
122	要求水準書 設計・建設業務編（案）	109	第2章	第11節	4	(1)	オ	(オ)		コンデンサ形計器用変成器	ZPCとありますが、零相電圧検出器(ZPD)と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	要求水準書 設計・建設業務編（案）	120	第2章	第11節	12	(3)	エ	(エ)		ケーブルラック上の配線	スペースの有効活用の為、ラックの桁高さを超えない程度の積み重ね（ケーブルサイズは敷設状況に応じた低減率を考慮して選定）は許容頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	建設工事期間中に組合と協議し、合理的な理由と認められる場合はご提示の提案を認めます。
124	要求水準書 設計・建設業務編（案）	125	第2章	第12節	4	(5)	エ			計装用空気圧縮機	他の空気圧縮機と兼用不可とありますが、実績より雑用空気圧縮機との兼用を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編（案）のとおりとします。
125	要求水準書 設計・建設業務編（案）	130	第2章	第13節	8					炉内清掃用集じん装置	実績より環境用集じん装置と兼用としてよろしいでしょうか。	建設工事期間中に組合と協議し、合理的な理由と認められる場合はご提示の提案を認めます。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
126	要求水準書 設計・建設業務編（案）	136	第3章	第2節	2	(5)	セ			プラットホーム 特記事項	「処理不適合監視装置」とありますが、P137のダンピングボックスの項目に「本装置は、不燃ごみの受入ホッパ（低速回転式破砕機用）投入前の監視及び処理不適合の除去を行うものである。」とあります。「処理不適合監視装置」はダンピングボックスを指しているとしてよろしいでしょうか。	処理不適合監視装置とは、プラットホーム及び各ホッパ部へ設置するITVカメラを指します。
127	要求水準書 設計・建設業務編（案）	137	第3章	第2節	5					ダンピングボックス	投入前の監視及び処理不適合除去としてダンピングボックス方式以外の提案を認めて頂けないでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編（案）のとおりとします。
128	要求水準書 設計・建設業務編（案）	137	第3章	第2節	5	(2)				粗大ごみ用ダンピング ボックス	効率的な運用が提案可能な場合、「不燃ごみ用ダンピングボックス」と共用とする提案をして宜しいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
129	要求水準書 設計・建設業務編（案）	137	第3章	第2節	5					ダンピングボックス	一日当たりの処理量が少ないことから、不燃ごみ用ダンピングボックスと粗大ごみ用ダンピングボックスは兼用してもよろしいでしょうか。	本表No.128の質問回答を参照してください。
130	要求水準書 設計・建設業務編（案）	139	第3章	第2節	7					粗大ごみ受入貯留ヤード	効率的で柔軟な運用とするため、「不燃ごみ受入貯留ヤード」と共用（十分な貯留面積を確保します）とする提案をして宜しいでしょうか。	十分な貯留面積を確保する場合は、ご提示の提案を認めます。
131	要求水準書 設計・建設業務編（案）	139	第3章	第2節	8					処理不適合除去装置	大型ごみの搬入は非常に少ないものと考えますので、本装置を採用しない提案を認めて頂けないでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編（案）のとおりとします。
132	要求水準書 設計・建設業務編（案）	143	第3章	第3節	4	(5)	キ			特記事項	「防爆対策・爆発時の安全対策…」は「火災時」と読み替え、建設事業者の経験に基づいた提案として宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	要求水準書 設計・建設業務編（案）	143	第3章	第3節	5	(1)				高速回転式破砕機 型式	[堅型高速回転式破砕機]とされていますが、横型高速回転式破砕機もお認めいただくことは可能でしょうか。横型も含めることで選択肢が増え、コスト面の検討もより幅が広がるものと考えます。	要求水準書設計・建設業務編（案）のとおりとします。
134	要求水準書 設計・建設業務編（案）	143	第3章	第3節	5	(3)	オ			高速回転破砕機 材質、ハンマ、固定刃	堅型高速回転式破砕機ではハンマという名称ではなくグラインダと言う名称になりますが、よろしいでしょうか。また、堅型破砕機では固定刃と呼ばれるものは無く、ライナ（シェルライナと呼ばれます）がすり鉢状に取付けられており、所定の破砕寸法まで破砕され、最終段のチョークリングを通過して排出されます。したがって、破砕する用途としての固定刃に相当するものではありませんが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	要求水準書 設計・建設業務編（案）	148	第3章	第3節	8	(1)	ウ	(ク)		コンベヤ速度	「速度可変」とするのは、配置上 可変速とすることが必要な機器のみを対象とする提案として宜しいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
136	要求水準書 設計・建設業務編（案）	148	第3章	第3節	8	(1)	オ	(ク)		特記事項	コンベヤ速度の設定により、アルミ選別機が十分に能力を発揮できるようごみ層厚を一定以下とできる場合、振動コンベヤを採用しない提案として宜しいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
137	要求水準書 設計・建設業務編（案）	148	第3章	第2節 第3節	9	(1)				鉄/アルミ/可燃残さ/不燃 残さ貯留ホッパ	ホッパ以外の貯留方式を採用しても宜しいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編（案）のとおりとします。
138	要求水準書 設計・建設業務編（案）	154	第3章	第4節	1	(5)				脱臭装置	対象ごみが不燃ごみと粗大ごみであり脱臭装置がなくても敷地境界の臭気については基準値を満足できると考えますので、取り止めても宜しいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編（案）のとおりとします。
139	要求水準書 設計・建設業務編（案）	155	第3章	第6節	3	(1)				プラント排水貯留槽	排水量を検討の上、排水桝で対応可能と判断した場合、「排水貯留槽」を「排水桝」と読み替えた提案として宜しいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答	
140	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	164	第3章	第7節	6	(2)					接地種別	「電気設備技術基準に定められているとおり、第1種、第2種、第3種、特別第3種接地工事等の接地目的」とありますが、A種、B種、C種、D種と理解します。	ご理解のとおりです。
141	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	172	第4章	第1節	2	(1)	オ				災害対策	「液化が発生した場合に本施設が影響を受けないよう対策を講じること。事業実施区域内の構内道路及び取付道路等も液化化により搬入等施設運営に支障のないよう配慮すること、液化化判定結果は、添付資料-02「地質調査結果等」参照のこと。」との記載がありますが、液化化が発生した場合においては、実際の原因をふまえその責に関しては御協議頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	173	第4章	第1節	3	(1)	ウ	表4.1	(2)	①	施設配置における整備方針	「可燃ごみ処理施設及び不燃ごみ・粗大ごみ処理施設は別棟で設けること。」との記載がありますが、組合様基本方針の一つである建設費低減も含め、ライフサイクルコスト低減のために合棟とすることが好ましい場合、合棟としてご提案することは可能でしょうか。	要求水準書 設計・建設業務編 (案) のとおりとします。
143	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	174	第4章	第1節	3	(1)	ウ	表4.1	(3)	③	施設配置における整備方針	「降雨水量等に基づき必要な容量の雨水調整池を整備すること」とありますが、対策雨量や降雨強度についてご指示願います。	対策雨量や降雨強度は最新の法令・基準等に基づき設定してください。
144	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	174	第4章	第1節	3	(1)	ウ	表4.1	(3)	③	施設配置における整備方針	「降雨水量等に基づき必要な容量の雨水調整池を整備すること」とありますが、P6では「雨水は浸透施設を設置し建設地内での浸透処理を基本とする」と記載されています。浸透マスや浸透トレンチではなく、大型の浸透池を整備する、という方針と理解して宜しいでしょうか。その場合、浸透池の容量についてご指示頂けないでしょうか。	施設・設備等は指定しません。貴社の提案によるものとします。
145	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	174	第4章	第1節	3	(1)	ウ	表4.1	(3)	④	取付道路	基本方針に記載されておりますが、関係部門との事前協議結果に基づく内容との理解で、契約後本方針が大きく変更となることは無いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	174	第4章	第1節	3	(1)	ウ	表4.1	(3)	④	取付道路	施工範囲に関する記載もありますが、電柱を除いて該当箇所における既設物の移設工事等はないとの理解で宜しいでしょうか。取付道路付帯工事があればご教示願います。	取付道路拡幅工事に伴い、既設ガードレールや側溝等の撤去・移設工事を実施する必要があります。
147	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	174	第4章	第1節	3	(1)	ウ	表4.1	(3)	④	取付道路	施工にあたり指定業者等の制約はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	175	第4章	第1節	3	(3)	ウ					斜面勾配5%とありますが、屋根を付けることで5%以上としてよろしいでしょうか。	要求水準書 設計・建設業務編 (案) のとおりとします。
149	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	176	第4章	第2節	1	(2)	ア				自然エネルギー	「敷地内や施設屋上及び壁面を利用し、太陽光発電パネルを設置する等自然エネルギーを積極的に活用すること。」との記載がありますが、一方「本施設の運営開始後、当面の間は系統連系への逆潮流ができない見込みである。この期間の余熱利用は電力供給及び熱供給とし、発電電力については、可燃ごみ処理施設での自家消費及び不燃ごみ・粗大ごみ処理施設を含め、本施設で利用する。」との記載があることから、本事業での自然エネルギー利活用に関しては経済性を考慮しながら、自然エネルギーの活用を評価するものでなく、過度なものとならない提案という方針の理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 提案の評価方法については、募集要項等で示します。
150	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	182	第3章 4章	第2節	3	(1)	イ	(7)		⑬	灰クレーン操作室	自動洗浄装置ではなく手動清掃を認めて頂けないでしょうか。	要求水準書 設計・建設業務編 (案) のとおりとします。
151	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	182	第3章 4章	第2節	3	(1)	イ	(7)		⑬	灰クレーン操作室	灰クレーンは積出場からの操作とし、本室は設けなくても宜しいでしょうか。	要求水準書 設計・建設業務編 (案) のとおりとします。
152	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	185	第3章 4章	第2節	3	(1)	イ	(7)			可燃ごみ処理施設又は不燃ごみ・粗大ごみ処理施設に設ける管理・見学諸室等仕様	管理棟の要求がありませんが、管理・見学諸室については不燃ごみ・粗大ごみ処理棟内もしくは可燃ごみ処理棟内に設ける、と理解して良いでしょうか。	管理棟の配置の指定はありません。管理・見学諸室として要求する仕様については要求水準書 設計・建設業務編 (案) P.185～P.190を参照してください。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
			第4章	第2節	3	ㄐ (1)	ㄑ イ	ㄒ (ウ)	ㄓ ⑨			
153	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	189	第4章	第2節	3	ㄐ (1)	ㄑ イ	ㄒ (ウ)	ㄓ ⑨	防災備蓄倉庫	「見学者約50人＋従業者（人数は提案による）が1日程度施設内に滞在できる容量の備蓄品を保管できる規模とする。」との記載がありますが、本施設は近隣住民の避難場としての利用は原則無いとの考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。災害時における本施設利用者の一時的な避難を想定しています。
154	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	193	第4章	第2節	4	(2)	表4.2			見学対象設備等	P193に手選別室とありますが、第3章機械設備工事仕様（不燃ごみ・粗大ごみ処理施設）の記載の中では手選別コンベヤ等の手選別ラインの要求がありませんので、手選別室は誤記と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書 設計・建設業務編 (案) を修正致しました。
155	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	198	第4章	第2節	8	(2)	ウ			構造設計	プラント機器のアンカーボルトは埋込式を原則とし、その他工法による場合は、組合と協議の上、決定することとありますが、大型回転機器などを除き、原則はあと施工アンカー（ケミカルアンカー）を使用する考えですがよろしいでしょうか。（建築設備機器についても同様）	要求水準書 設計・建設業務編 (案) のとおり、貴社の提案に基づき、協議の上、決定するものとします。
156	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	200	第4章	第3節	1	(3)	ア			電柱移設工事	「移設に係る関係機関とのすべての手続きを組合に代行して行うこと」とありますが、基本方針としては添付資料13通りであり、この方針は東北電力様や本電線の使用者と協議済と理解して宜しいでしょうか。	東北電力とは協議済みであり、その他本電線の使用者とは協議しておりません。
157	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	200	第4章	第3節	1	(3)	ア			電柱移設工事	また、本電柱やケーブルは東北電力様の所有物と推定しますが、公平性を期すために入札に織り込むべき負担金についてご教示願います。	実施方針等に関する質問回答添付資料-1「電柱移設工事費の試算額」を参照してください。
158	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	200	第4章	第3節	1	(3)	ア			電柱移設工事	電力取合点はこの電線ルート上になるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	4	第1章	第3節	8					本施設の要求性能	本施設の要求性能は、要求水準書 設計・建設業務編 (案) 第1章第8節2で規定される内容と同一と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	9	第1章	第4節	16					保険	全国市有物件災害共済への加入範囲は、不可抗力と考えてよろしいでしょうか。また、不可抗力の範囲をご開示いただけますようお願いいたします。	詳細については募集要項等で示します。
161	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	11	第1章	第5節	5	(8)				次期運営事業者への運転教育	次期運営事業者への運転教育は、本事業期間中に実施するものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	14	第3章	第2節	1	(3)				受付管理	「混載ごみを搬入する直接搬入者に対しては、直接搬入者荷下ろしヤードにて小型計量機による1度計量とすること」となっていますが、搬入されたごみを可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの3種類に分けて各々重量を計量するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	14	第3章	第2節	4	(1)				ごみ処理手数料の徴収	組合が定める金額を組合が定める方法で徴収することと記載ありますが、現在想定されている可燃ごみと不燃・粗大ごみの徴収kg単価は同じと考えてよろしいでしょうか。	現状はご理解のとおりですが、将来的に変更する可能性はあります。
164	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	14	第3章	第2節	4	(2)				ごみ処理手数料の徴収など	「運営事業者は、徴収した処理手数料については、その翌日までに、必要な書類とあわせて収納すること」となっていますが、例えば土曜日に徴収した手数料等は日曜日までに収納するというのでしょうか。また「収納する現金及び関係書類の確認方法等の詳細については、組合と協議のうえ決定すること」となっていますが、現金の収納方法を提案することは可能でしょうか。	前段については土曜日に徴収したものは翌週月曜日の収納となります。後段については提案は不可とします。能代山本広域市町村圏組合現金取扱いチェックマニュアルに則り、収納いただくこととなります。
165	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	14 15	第3章	第2節	4	(3)				ごみ処理手数料の徴収など	必要に応じて発行を行う証明書等について、具体的な想定がございます場合には、対象、頻度、様式等について、募集公告時にご開示いただけますようお願いいたします。	計量票（兼領収書）となります。様式についての規定はありません。
166	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	15	第3章	第2節	5	(1)				受付	「組合が事前に提示する場合は、上記に関わらず受入を行うこと」となっていますが、組合が事前に提示する場合は例示ください。	現在は、毎年4月の第2又は第3日曜日に、能代市が開催するクリーンアップ活動に伴うごみの受入（午前中）をしています。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
167	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	24	第6章	第2節						測定管理マニュアル	文章中の「表5.1」は「表6.1」の理解でよろしいでしょうか。またP26(3) 基準値及び測定方法の文章中の「表5.2」は「表6.2」の理解でよろしいでしょうか。(P33 第9章第11節も同様)	ご理解のとおりです。 本表No172の質問回答も参照してください。
168	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	24	第6章	第2節						測定項目及び測定頻度	運営事業者は、表5.1に示した測定項目及び測定頻度を基に測定管理マニュアルを作成し、とありますが、表5.1は、次頁P25の表6.1業務期間中の測定項目を指すものとの理解で宜しいでしょうか。	本表No167の質問回答を参照してください。
169	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	25	第6章	第2節						業務期間中の測定項目	表6.1 業務期間中の測定項目に示された項目と、要求水準書添付資料(案) 添付資料-09に添付されている表1 業務期間中の測定項目の項目では、周辺大気の有無など齟齬が見られますが、要求水準書のP25の表6.1を正と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	29	第8章	第5節	(1)					見学者対応	見学者の受付について、ご指定の方法があればご教示願います。	指定はありませんが、現状は電話により事前確認いただき、受け入れ可能であればFAXにて申込みいただいています。
171	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	29	第8章	第6節	(2)					周辺住民対応	貴組合が住民等と結ぶ協定等について開示願います。	本施設の運営開始までに住民との協定を結ぶことを予定しています。
172	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	33	第9章	第11節	(1)					測定項目及び測定頻度	運営事業者は、表5.1～表5.2に示した測定項目及び測定頻度を遵守するように、との記載がございますが、表6.1に示した測定項目及び測定頻度を遵守するように、との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	要求水準書 添付資料 (案)	添付資料 -01								添付資料	「事業実施区域関連資料」の中で敷地関係の詳細が分かる図に関してはCADデータとしてのご提供をお願い致します。	添付資料-01 事業実施区域関連資料2頁目のCADデータ及び測量データの提供については個別対応と致します。希望される方は直接ご連絡ください。
174	要求水準書 添付資料 (案)	添付資料 -02								地質調査結果等	地質調査箇所が2箇所にてご提示されていますが、今回の敷地は起伏が大きく、調査箇所2箇所では判断するのは困難かと考えます。追加ボーリング調査の実施をお願いできないでしょうか。	追加ボーリング調査は実施しません。要求水準書 設計・建設業務編(案) P.27に記載のとおり、必要に応じて測量及び地質調査を実施することとします。
175	要求水準書 添付資料 -05 (案)	添付資料 -05								周辺インフラ整備状況	上水(予定)の開通時期をご教示願います。	国道101号に埋設されている配水本管から事業実施区域入り口までの給水本管は令和3年度に組合が布設する予定です。事業実施区域内の給水管は建設事業者で布設していただくこととなります。
176	要求水準書 添付資料 -09 (案)	添付資料 -09								測定管理業務における測定項目・頻度	要求水準書運営・維持管理業務編(案)のP25の「表6.1 業務期間中の測定項目」の内容と相違があります。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	要求水準書運営・維持管理業務編(案)を正としてください。
177	要求水準書 添付資料 (案)	添付資料 -11								搬入出車両の仕様	記載されている車両は要求水準書P.7,11に対応したそれぞれの搬入出車両の最大サイズと認識してよろしいでしょうか。また、4tダンプ以外の各車両の最小旋回半径、および4tパッカー車でダンプ式がございましたら、その車両諸元をご教示下さい。	車両最大サイズについては、実施方針等に関する質問回答添付資料-2「搬入車両諸元」を参照してください。なお、現施設では受入不可となっている車両や表に記載している車両よりも大きい車両を将来的に受け入れる可能性があることを考慮して計画してください。後段部分について、最小旋回半径の情報はございません。車両サイズや型番等から御社経験に基づき計画してください。また、パッカー車のうち半数以上はダンプ式です。
178	要求水準書 添付資料 -12 (案)	添付資料 -12								搬入車両台数について	混載ごみを搬入する直接搬入者の台数が分かる情報がお有りでしたらご教示願います。	該当する情報等ございません。